

里 親 契 約 書

（以下「甲」と。）と津島市（以下「乙」と言います。）は、津島市公共施設の里親制度（アダプトプログラム）の実施についての取決め（以下「取決め」と言います。）第3条に基づき、下記の事項について合意し、公共施設の里親契約を締結します。

記

1 甲が里親となり乙が美化活動を委ねる公共施設

名 称

場 所

2 里親の役割

甲は取決め第4条を基本として美化活動を行い、それ以外の活動については甲乙双方誠実に話し合い、その合意において行います。

3 市の役割

(1) 清掃に必要な道具等を提供します。

ア ほうきと塵取り

イ ごみ回収用のボランティア袋

ウ その他美化活動に必要として里親と市が合意した道具、花苗など

(2) 里親活動中の事故等による損害を補償します。ただし、活動場所への移動中の事故等は対象となりません。

(3) 里親と協議して表示板（アダプトサイン）を設置します。

(4) その他美化活動に必要な事として里親と市が協議し合意したことを行います。

4 その他

甲は、前年度の活動報告書と今年度の里親活動参加者の名簿を毎年4月末までに、津島市生活環境課に提出します。

年 月 日

甲 グループ名
(代表者)

住 所

氏 名

⑩

乙 津島市長 日 比 一 昭

⑩